

	想定問	回答
1	今年度にPFOS 及びPFOA に関する水質検査は必ず実施する必要があるのか。	水道水中のPFOS及びPFOAについて、令和8年4月1日に水質基準項目への引き上げが予定されているため、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者（以下「水道事業者等」という。）において、 <u>今年度にあらかじめ水質検査を実施し、その結果に応じて必要な対応を行うことにより、円滑な施行に向けて万全を期することが重要</u> です。 つきましては、 <u>これまでPFOS 及びPFOA の水質検査を行っていない水道事業者等においては水道水に係る水質検査を確実に実施し、また、過年度に水質検査を行った水道事業者等においても水道水に係る水質検査を確実に実施し、濃度の把握を行うよう</u> お願いします。 なお、PFOS及びPFOAの水質検査を行っていない簡易水道事業及び専用水道においては、 <u>今年度中に水質検査を実施することにより、その検査結果等に応じて水質基準化後の検査回数を軽減できる措置</u> を予定していることにも留意し、検査の実施を進めて頂くようお願いします。
2	過年度では9月以降に水質検査を実施していたが、今年度は8月29日までに検査結果が出るように検査を実施しなければならないのか。	本調査においては、 <u>令和7年8月29日までに報告いただいた検査結果を取りまとめて公表</u> する予定としているため、 <u>令和7年8月29日までに検査結果が出ることを目指し、できるだけ早期に水質検査を実施</u> していただくよう、ご協力の程、お願いします。
3	暫定目標値を超過した場合に必要な対応方法を教えてほしい。	暫定目標値を超過した場合は、濃度が高い井戸の運用停止や水源の切替え、活性炭処理等の対応が必要となります。「水道事業者等によるこれまでのPFOS 及びPFOA 対応事例について（令和6年11月29日）」を参考に、適切な対応を図っていただきますようお願いいたします。 https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/watersupply/content/001845696.pdf
4	別紙2の「①簡易水道、専用水道の場合」について、水道事業及び水道用水供給事業は施行前検査結果による検査回数を減じる措置はないのか。	別紙2の①の対象は、 <u>簡易水道及び専用水道</u> のみとなります。なお、水道事業のうち、水道用水供給事業より全量受水を行っている場合には、別紙2の②を確認ください。
5	別紙2の「①簡易水道、専用水道の場合」について、「検査結果から検出される可能性が小さい」の判断基準を教えてください。	水質検査結果が基準値（50ng/L）の1/5である <u>10ng/Lを超える場合は、基本の「おおむね3か月に1回以上」の検査回数</u> とすることとしており、10ng/Lを超えない場合において、水質検査結果を踏まえて各水道事業者等により判断願います。なお、判断に迷われた場合は、環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室までお問い合わせください。
6	別紙2について、「原水並びに水源及びその周辺の状況から検出される可能性が更に小さい」の判断基準を教えてください。	<u>水質検査の結果に基づいてPFOS及びPFOAが検出される可能性が小さいことを確認した上で、更に、検出される可能性が小さいと考えられるかどうかを、原水並びに水源及びその周辺の状況を踏まえて各水道事業者等において判断願います。</u> 一例として、水道水源やその他の周辺の環境において、PFOS及びPFOAが検出されるリスクのある事業所がなく、実際にPFOS及びPFOAが検出されていないことを確認していることが考えられます（ただし、これに限りません）。なお、判断に迷われた場合は、環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室までお問い合わせください。
7	全量受水の場合も水質検査を実施する必要があるのか。	<u>実施する必要があります。</u> なお、 <u>受水元である水道用水供給事業における検査結果が基準値の5分の1（10 ng/L）以下</u> であり、かつ、自ら水質検査を行って受水元と自己の水質検査を比較したときに、送水施設及び配水施設内で <u>受水元の検査結果よりも濃度が上昇しないことを確認できた場合は、自らが実施する検査の省略が可能</u> です。
8	全量受水の場合も水質基準化の施行以前の検査結果によっては検査回数を減じることが可能なのか。	<u>全量受水を行っている水道事業者等においては、施行前・施行後にかかわらず、受水元及び自己の水質検査の結果によっては水質検査の省略が可能ですが、今年度にあらかじめ水質検査を実施し、その結果に応じて必要な対応を行うことにより、円滑な施行に向けて万全を期することが重要</u> であることから、検査の実施を進めて頂くようお願いいたします。
9	回答様式の調査地点について、令和7年度の調査地点が過年度から変更になった場合はどのように回答すればよいか。	年度で検査地点が異なる場合は、 <u>過年度の検査地点と令和7年度の検査地点が分かるように記載</u> 願います。
10	回答様式の調査地点について、系統毎に調査地点が異なる場合はどのように回答すればよいか。	各水道事業者等において、 <u>最大濃度が検出された系統の調査地点</u> を回答して下さい。
11	情報は公表する予定があるのか。	昨年度の調査と同様に、水道事業者、水道用水供給事業者、簡易水道事業者は事業者毎の結果を、専用水道（国設を除く）は都道府県別の結果を、国設専用水道は暫定目標値を超過した施設の結果を公表する予定です。なお、事前に公表内容の確認を各水道事業者等に依頼する予定です。